

# 定 款

社会福祉法人 聖母の騎士会  
(令和 4 年 8 月 24 日変更認可)

# 社会福祉法人 聖母の騎士会 定款

## 第一章 総 則

### (目 的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、カトリック的人類愛に基づき、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (ロ) 障害者支援施設の経営
- (ハ) 障害児入所施設の経営
- (ニ) 母子生活支援施設の経営

#### (2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 保育所の経営
- (ロ) 一時預かり事業の経営
- (ハ) 地域子育て支援拠点事業の経営
- (ニ) 小規模保育事業の経営
- (ホ) 老人ディサービス事業の経営
- (ヘ) 老人短期入所事業の経営
- (ト) 在宅介護支援センターの経営
- (チ) 老人居宅介護等事業の経営
- (リ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ヌ) 地域活動支援センターの経営
- (ル) 障害児相談支援事業の経営
- (ヲ) 特定相談支援事業の経営
- (リ) 一般相談支援事業の経営
- (カ) 障害児通所支援事業の経営

### (名 称)

第二条 この法人は、社会福祉法人聖母の騎士会という。

### (経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を佐賀県佐賀市大和町大字久池井 1521 番 2 に置く。

## 第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員 7 名以上 8 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、各年度の総額が 30 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

## 第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認  
（ただし社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当する場合は、評議員会の承認に代えて報告を受けるものとする。）
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分
- (7) 社会福祉充実計画の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 定款の変更
  - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第一項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一五条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

#### 第四章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上7名以内
  - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
  - 3 理事長以外の理事のうち1名を常務理事とする。
  - 4 前項の常務理事をもって社会福祉法第四五条の一六第二項第二号の業務執行理事とする。
  - 5 この法人に、会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第一六条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第一九条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算

書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に

関する報告を求めることができる。

- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
- (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を、法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第二〇条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 3 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第二一条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
  - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
  - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第二二条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第二三条 この法人に職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第五章 理事会

### (構成)

第二四条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

### (権限)

第二五条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

### (招集)

第二六条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

### (決議)

第二七条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第二八条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第六章 資産及び会計

### (資産の区分)

第二九条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の三種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

#### (1) 土地

佐賀県佐賀市大和町大字久池井字一本松 1386 番 2

1.宅地 5,089.39 m<sup>2</sup> (特別養護老人ホーム敷地)

佐賀県佐賀市大和町大字久池井字一本松 1386 番 3

1.宅地 1,307.22 m<sup>2</sup> (特別養護老人ホーム敷地)

佐賀県佐賀市大和町大字久池井字一本松 1386 番 4

1.宅地 2,011.91 m<sup>2</sup> (特別養護老人ホーム敷地)  
佐賀県佐賀市大和町大字久池井字一本松 1386 番 5

1.宅地 1,435.57 m<sup>2</sup> (特別養護老人ホーム敷地)  
佐賀県佐賀市大和町大字久池井字一本松 1386 番 6

1.宅地 1,485.33 m<sup>2</sup> (特別養護老人ホーム敷地)  
佐賀県佐賀市大和町大字久池井一本松 1328 番 36

1.雑種地 3,648.00 m<sup>2</sup> (特別養護老人ホーム敷地)  
佐賀県佐賀市大和町大字久池井字一本松 1328 番 29

1.畑 1,016.00 m<sup>2</sup> (障害者支援施設敷地)  
佐賀県佐賀市大和町大字久池井字一本松 1328 番 31

1.雑種地 3,089.00 m<sup>2</sup> (障害者支援施設敷地)  
佐賀県佐賀市大和町大字久池井字一本松 1328 番 172

1.畑 269.00 m<sup>2</sup> (障害者支援施設敷地)  
佐賀県佐賀市大和町大字久池井字一本松 1407 番 11

1.畑 5,195.00 m<sup>2</sup> (障害者支援施設敷地)  
佐賀県佐賀市大和町大字久池井字一本松 1407 番 12

1.雑種地 122.00 m<sup>2</sup> (障害者支援施設敷地)  
佐賀県佐賀市大和町大字久池井字一本松 1520 番 3

1.宅地 74.25 m<sup>2</sup> (障害者支援施設敷地)  
佐賀県佐賀市大和町大字久池井字一本松 1521 番 6

1.宅地 1,222.63 m<sup>2</sup> (障害者支援施設敷地)  
佐賀県佐賀市大和町大字久池井字一本松 1407 番 1

1.畑 2,101 m<sup>2</sup> (障害者支援施設敷地)  
佐賀県佐賀市大和町大字久池井字一本松 1407 番 3

1.宅地 102.65 m<sup>2</sup> (障害者支援施設敷地)  
佐賀県佐賀市大和町大字久池井字一本松 1407 番 4

1.畑 2,595 m<sup>2</sup> (障害者支援施設敷地)  
佐賀県佐賀市大和町大字久池井字一本松 1407 番 5

1.畑 153 m<sup>2</sup> (障害者支援施設敷地)  
佐賀県佐賀市大和町大字久池井字一本松 1407 番 7

1.畑 482 m<sup>2</sup> (障害者支援施設敷地)  
佐賀県佐賀市大和町大字久池井字一本松 1407 番 8

1.畑 113 m<sup>2</sup> (障害者支援施設敷地)  
佐賀県佐賀市大和町大字久池井字一本松 1384 番 3

1.宅地 1,387.00 m<sup>2</sup> (グループホーム敷地)  
佐賀県佐賀市大和町大字久池井字一本松 1328 番 41

1.宅地 112.00 m<sup>2</sup> (グループホーム敷地)  
佐賀県佐賀市大和町大字久池井字二本松 1686 番 5



1.宅地 452.85 m<sup>2</sup> (グループホーム敷地)  
佐賀県佐賀市大和町大字久池井字二本松 1686 番 4

1.宅地 257.59 m<sup>2</sup> (グループホーム敷地)  
佐賀県佐賀市大和町大字久池井字二本松 1686 番 1

1.公衆用道路 230.00 m<sup>2</sup>(持分 1/2) (グループホーム敷地)  
佐賀県佐賀市大和町大字久池井字二本松 1685 番 1

1.公衆用道路 99.00 m<sup>2</sup>(持分 1/2) (グループホーム敷地)  
佐賀県佐賀市大和町大字久池井字二本松 1528 番 33

1.公衆用道路 13.00 m<sup>2</sup>(持分 1/2) (グループホーム敷地)  
佐賀県佐賀市大和町大字久池井字二本松 1685 番 3

1.公衆用道路 14.00 m<sup>2</sup> (グループホーム敷地)  
佐賀県唐津市鎮西町馬渡島字ゴキ川 588 番

1.宅地 395.00 m<sup>2</sup> (保育所敷地)  
佐賀県唐津市鎮西町馬渡島字ゴキ川 590 番

1.宅地 565.14 m<sup>2</sup> (保育所敷地)  
佐賀県唐津市鎮西町馬渡島字ゴキ川 589 番

1.宅地 369.58 m<sup>2</sup> (保育所敷地)  
佐賀県唐津市呼子町殿ノ浦字松尾田 1837 番 1

1.宅地 1,984.00 m<sup>2</sup> (保育所敷地)  
佐賀県唐津市呼子町殿ノ浦字松尾田 1838 番 1

1.宅地 397.00 m<sup>2</sup> (保育所敷地)  
佐賀県唐津市呼子町殿ノ浦字辻 1839 番 1

1.雑種地 1,050.00 m<sup>2</sup> (保育所敷地)  
佐賀県唐津市呼子町殿ノ浦字松尾田 1836 番 3

1.宅地 63.56 m<sup>2</sup> (保育所敷地)  
大分県臼杵市野津町大字都原字芝尾 3590 番 2

1.宅地 2,811.35 m<sup>2</sup> (障害者支援施設敷地)  
大分県臼杵市野津町大字都原字芝尾 3590 番 1

1.宅地 8,125.37 m<sup>2</sup> (障害者支援施設敷地)  
大分県臼杵市野津町大字都原字芝尾 3588 番

1.宅地 1,484.00 m<sup>2</sup> (障害者支援施設敷地)  
大分県臼杵市野津町大字都原字芝尾 3589 番

1.山林 231.00 m<sup>2</sup> (障害者支援施設敷地)  
大分県臼杵市野津町大字都原字下丸尾 3601 番 1

1.宅地 4,765.73 m<sup>2</sup> (医療型障害児入所施設敷地)  
大分県臼杵市野津町大字都原字下丸尾 3601 番 2

1.宅地 13,070.11 m<sup>2</sup> (医療型障害児入所施設敷地)  
大分県臼杵市野津町大字都原字下丸尾 3602 番

- 1.山林 2,066.00 m<sup>2</sup> (医療型障害児入所施設敷地)  
大分県臼杵市野津町大字宮原字ウキメン 5263 番 1
- 1.原野 1,051.00 m<sup>2</sup> (医療型障害児入所施設敷地)  
大分県臼杵市野津町大字宮原字ウキメン 5263 番 6
- 1.原野 382.00 m<sup>2</sup> (医療型障害児入所施設敷地)  
大分県臼杵市野津町大字宮原字ウキメン 5263 番 7
- 1.原野 11,755.00 m<sup>2</sup> (医療型障害児入所施設敷地)  
大分県臼杵市野津町大字宮原字ウキメン 5263 番 9
- 1.原野 3,433.00 m<sup>2</sup> (医療型障害児入所施設敷地)  
大分県臼杵市野津町大字宮原字ウキメン 5263 番 10
- 1.原野 4,407.00 m<sup>2</sup> (医療型障害児入所施設敷地)  
大分県臼杵市野津町大字宮原字ウキメン 5263 番 11
- 1.原野 137.00 m<sup>2</sup> (医療型障害児入所施設敷地)  
大分県臼杵市野津町大字宮原字ウキメン 5267 番 2
- 1.山林 531.00 m<sup>2</sup> (医療型障害児入所施設敷地)  
大分県速見郡日出町大字大神字下小出 7714 番
- 1.宅地 7,846.62 m<sup>2</sup> (知的障害者施設敷地)  
大分県速見郡日出町大字大神字小出原 7772 番 1
- 1.宅地 13,562.89 m<sup>2</sup> (知的障害者施設敷地)  
大分県速見郡日出町大字大神字小出原 7772 番 2
- 1.宅地 16,054.62 m<sup>2</sup> (知的障害者施設敷地)  
大分県速見郡日出町大字大神字小出 7832 番 2
- 1.公衆用道路 49.00 m<sup>2</sup> (知的障害者施設敷地)

## (2) 建物

佐賀県佐賀市大和町大字久池井字一本松 1386 番地 2、1386 番地 3、1386 番地 4、1386 番地 5、1386 番地 6、1384 番地 2、1385 番地

家屋番号 大字久池井 1386 番 2 の 1 (特別養護老人ホーム棟)

鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板葺 2 階建

1. 特別養護老人ホーム 1 階 4,746.40 m<sup>2</sup>  
2 階 2,769.21 m<sup>2</sup>

(付属建物)

コンクリートブロック造陸屋根平家建

- 1.職員宿舎 141.14 m<sup>2</sup>

鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

- 1.車庫 59.98 m<sup>2</sup>

鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板葺平家建

- 1.物置 13.40 m<sup>2</sup>

家屋番号 大字久池井 1386 番 2 の 2 (特別養護老人ホーム棟)

鉄筋コンクリートブロック造陸屋根平家建

1. 特別養護老人ホーム 470.54 m<sup>2</sup>

家屋番号 大字久池井 1386 番 2 の 3

鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板葺平家建

1. 礼拝堂 185.80 m<sup>2</sup>

佐賀県佐賀市大和町大字久池井字一本松 1407 番地 11、1328 番地 29

家屋番号 大字久池井 1407 番 11 の 1 (障害者支援施設棟)

鉄筋コンクリート造 3 階建

1. 園舎 1 階部分 122.74 m<sup>2</sup>

2 階部分 2,602.58 m<sup>2</sup>

3 階部分 89.33 m<sup>2</sup>

家屋番号 大字久池井 1407 番 11 の 2 (障害者支援施設棟)

鉄筋コンクリート造 2 階建

1. 寄宿舍 2 階部分 8.97 m<sup>2</sup>

3 階部分 305.57 m<sup>2</sup>

佐賀県佐賀市大和町大字久池井字一本松 1328 番地 31、1407 番地 12

家屋番号 1328 番 31 (障害者支援施設棟)

鉄骨造スレートぶき 2 階建

1. 養護所 1 階 59.92 m<sup>2</sup>

2 階 116.64 m<sup>2</sup>

家屋番号 1328 番 31 の 2 (男子休憩室兼車庫)

鉄骨造スレートぶき 2 階建

1. 休憩所 1 階 4.41 m<sup>2</sup>

2 階 37.80 m<sup>2</sup>

佐賀県佐賀市大和町大字久池井字二本松 1686 番地 5、1686 番地 4

家屋番号 1686 番 5 の 2

木造かわらぶき平家建

1. グループホーム 348.47 m<sup>2</sup>

佐賀県佐賀市大和町大字久池井字一本松 1384 番地 3、1328 番地 41

家屋番号 1384 番 3 (グループホーム)

2 階建

1. グループホーム 1 階 620.36 m<sup>2</sup>

2 階 480.30 m<sup>2</sup>

佐賀県佐賀市高木瀬西三丁目 1506 番地 12

家屋番号 1506 番 12 の 2 (母子生活支援施設棟)

鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建

1.寄宿舍	1階	837.57 m <sup>2</sup>
	2階	430.08 m <sup>2</sup>
	3階	251.70 m <sup>2</sup>

(付属建物)

コンクリートブロック造陸屋根平屋建

1.倉庫		45.20 m <sup>2</sup>
------	--	----------------------

佐賀県唐津市鎮西町馬渡島字ゴキ川 588 番地、589 番地、590 番地、719 番地 21、721 番地、590 番地先

家屋番号 588 番 (保育園)

鉄骨コンクリートブロック造陸屋根 2 階建

1.保育園	1階	486.55 m <sup>2</sup>
	2階	64.22 m <sup>2</sup>

家屋番号 590 番

鉄骨造アルミニウム板葺地下 1 階付平家建

1.園舎	1階	280.42 m <sup>2</sup>
	地下 1階	51.83 m <sup>2</sup>

佐賀県唐津市呼子町殿ノ浦字松尾田 1837 番地 1、1838 番地 1

家屋番号 1837 番 1 (保育園・寄宿舍)

鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建

1.保育園	1階	759.43 m <sup>2</sup>
寄宿舍	2階	174.92 m <sup>2</sup>

コンクリートブロック造陸屋根平家建

1.機械室		9.24 m <sup>2</sup>
-------	--	---------------------

木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建

1.保育室		13.28 m <sup>2</sup>
-------	--	----------------------

大分県臼杵市野津町大字都原字芝尾 3590 番地 1、3590 番地 2、3588 番地

家屋番号 3590 番 1 の 1 (障害者支援施設棟)

鉄筋コンクリート造陸屋根ルーフィング葺 3 階建

1.養護所	1階	1944.82 m <sup>2</sup>
	2階	747.84 m <sup>2</sup>
	3階	13.63 m <sup>2</sup>

鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建

1.養護所	1階	1,187.33 m <sup>2</sup>
	2階	1,143.61 m <sup>2</sup>

鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

1.車庫 78.11 m<sup>2</sup>  
鉄筋コンクリート・コンクリートブロック造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺平家建

1.機械室 71.31 m<sup>2</sup>  
鉄筋コンクリート造スレート葺 2 階建

1.体育館 1 階 525.00 m<sup>2</sup>  
2 階 75.00 m<sup>2</sup>

鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建

1.車庫・作業所 81.61 m<sup>2</sup>

家屋番号 3590 番 1 の 2

鉄骨造スレート葺平家建

1.作業所 90.03 m<sup>2</sup>

家屋番号 3590 番 2

木造スレートぶき 2 階建

1.介護支援室 1 階 124.52 m<sup>2</sup>

2 階 103.91 m<sup>2</sup>

大分県臼杵市野津町大字都原字芝尾 3588 番地、3590 番地 1

家屋番号 3588 番

軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

1.作業所 126.72 m<sup>2</sup>

大分県臼杵市野津町大字都原字下丸尾 3601 番地 2、3601 番地 1

大字宮原字ウキメン 5263 番地 1、5263 番地 6、5263 番地 10、5267 番地 2

家屋番号 3601 番 2 (医療型障害児入所施設)

鉄筋コンクリート造ルーフィング・合金メッキ鋼板ぶき・陸屋根 2 階建

1.病院 1 階 4,710.24 m<sup>2</sup>

2 階 655.23 m<sup>2</sup>

鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺平家建

1.作業場・機械室 147.63 m<sup>2</sup>

鉄筋コンクリート造ルーフィング葺平家建

1.教習所 110.60 m<sup>2</sup>

鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

1.倉庫 198.00 m<sup>2</sup>

軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

1.物置 20.24 m<sup>2</sup>

大分県臼杵市野津町大字都原字下丸尾 3614 番地 1

家屋番号 3614 番 1

鉄筋コンクリートブロック造陸屋根平家建

1.居宅 96.69 m<sup>2</sup>

大分県臼杵市野津町大字都原字下丸尾 3603 番地、3604 番地、3605 番地

家屋番号 3603 番

鉄筋コンクリート造コンクリート葺平家建

1.共同住宅 216.00 m<sup>2</sup>+

コンクリートブロック造スレート葺平家建

1.倉庫 2.32 m<sup>2</sup>

大分県臼杵市野津町大字都原字下丸尾 3604 番地

家屋番号 3604 番 3

軽量鉄骨造鉄板葺平家建

1.寄宿舎 198.83 m<sup>2</sup>

大分県臼杵市野津町大字都原字下丸尾 3601 番地 1、大字宮原字ウキメン 5263 番地 10

家屋番号 3601 番 1 の 1

鉄筋コンクリート造鋼板葺平家建

1.集会所 741.75 m<sup>2</sup>

大分県臼杵市野津町大字都原字下丸尾 3601 番地 1

家屋番号 3601 番 1 の 2

鉄筋コンクリート造鋼板葺平家建

1.保育所 131.32 m<sup>2</sup>

大分県臼杵市野津町大字宮原字ウキメン 5263 番地 5、5263 番地 6

家屋番号 5263 番 5

鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建

1.宿舎 1 階 142.77 m<sup>2</sup>

2 階 330.84 m<sup>2</sup>

大分県速見郡日出町大字大神字小出原 7772 番地 2

家屋番号 7772 番 2 の 1

鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺陸屋根平家建

1.工場 1502.58 m<sup>2</sup>

1.機械室 27.00 m<sup>2</sup>

鉄骨造スレート葺平家建

1.車庫 164.70 m<sup>2</sup>

鉄骨造スレート葺平家建

1.作業場 498.51 m<sup>2</sup>

軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

1.倉庫 114.78 m<sup>2</sup>

1.倉庫 114.78 m<sup>2</sup>

1.作業所 89.15 m<sup>2</sup>

大分県速見郡日出町大字大神字小出原 7772 番地 2・字下小出 7714 番地 2

家屋番号 7772 番 2 の 2

鉄筋コンクリート造スレート葺陸屋根 2 階建

1. 宿舎 1 階 687.07 m<sup>2</sup>  
2 階 201.56 m<sup>2</sup>

大分県速見郡日出町大字大神字小出原 7772 番地 2

家屋番号 7772 番 2 の 3

鉄筋コンクリート造スレート葺陸屋根 2 階建

1. 宿舎 1 階 197.21 m<sup>2</sup>  
2 階 239.75 m<sup>2</sup>

1. 倉庫 203.00 m<sup>2</sup>

家屋番号 7772 番 2 の 4

鉄骨造スレート葺平家建

1. 倉庫 203.00 m<sup>2</sup>

家屋番号 7772 番 2 の 5

軽量鉄骨造張力膜屋根平家建

1. 倉庫 493.65 m<sup>2</sup>

- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第三七条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とし、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 土地

佐賀県佐賀市大和町大字久池井字一本松 1521 番 5

1. 宅地 1,170.13 m<sup>2</sup> (有料老人ホーム敷地)

(2) 建物

佐賀県佐賀市大和町大字久池井字一本松 1521 番 5

家屋番号 1521 番 5 (有料老人ホーム棟)

鉄骨造スレートぶき・陸屋根 2 階建

1. 老人ホーム 1 階 690.48 m<sup>2</sup> 2 階 366.98 m<sup>2</sup>

- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第三〇条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、佐賀県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、佐賀県知事の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第三一条 この法人の資産は、理事会の定める方法により理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第三二条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第三三条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 第一項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に五年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第三四条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

（会計処理の基準）



第三五条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三六条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第七章 公益を目的とする事業

(種別)

第三七条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 有料老人ホームの経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 第八章 解散

(解散)

第三八条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三九条 解散（合併または破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第九章 定款の変更

(定款の変更)

第四〇条 この定款を変更しようとするときは、評議員の決議を得て、佐賀県知事の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を佐賀県知事に届け出なければならない。

## 第十章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四一条 この法人の公告は、社会福祉法人聖母の騎士会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四二条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 平 野 和 子

理 事 アンтониオ・ミロハナ

理 事 中 山 和 子

理 事 浦 田 喜代子

理 事 河 野 ヨ 子

監 事 三 浦 知 一

監 事 岩 崎 貞 子



附 則

定款変更等認可年月日は次のとおりである。

- |                   |                |             |   |
|-------------------|----------------|-------------|---|
| 昭和 41 年 8 月 16 日  | 厚生省社第 180 号    | 厚生大臣 鈴木 善幸  | 法人設立認可 特別養護老人ホーム かりの園開設<br>(昭和 41 年 3 月 30 日付け申請)                           |
| 昭和 46 年 10 月 1 日  | 厚生省社第 582 号    | 厚生大臣 斎藤 昇   | 法人の事業拡張及び聖母園の吸収合併<br>(昭和 45 年 3 月 10 日付け申請)                                 |
| 昭和 51 年 10 月 5 日  | 厚生省社第 852 号    | 厚生大臣 田中 正巳  | 殿の浦愛児園の吸収合併及び各施設の基本財産の増加<br>(昭和 50 年 7 月 26 日付け申請)                          |
| 昭和 54 年 9 月 27 日  | 厚生省社第 899 号    | 厚生大臣 橋本龍太郎  | 精神薄弱者援護施設の創設による基本財産の増加等<br>(昭和 54 年 7 月 30 日付け申請)                           |
| 昭和 61 年 7 月 25 日  | 厚生省社第 751 号    | 厚生大臣 斎藤 十朗  | 重症心身障害児(者)施設の創設に伴う基本財産の変更等<br>(昭和 61 年 6 月 14 日付け申請)                        |
| 平成 2 年 3 月 7 日    | 厚生省社第 98 号     | 厚生大臣 津島 雄二  | 精神薄弱者施設の創設に伴う基本財産の変更等<br>(平成 1 年 5 月 24 日付け申請)                              |
| 平成 12 年 12 月 19 日 | 厚生省障第 487 号    | 厚生大臣 坂口 力   | 準則改正に伴う条文の変更等<br>(平成 10 年 5 月 20 日付け申請)                                     |
| 平成 16 年 8 月 23 日  | 九厚発第 0823011 号 | 九州厚生局長 田坂 治 | 新規事業の追加、基本財産の変更、法人事務所の移転、評議員会設置、定款準則に則していない文言の修正等<br>(平成 15 年 9 月 19 日付け申請) |
| 平成 17 年 3 月 16 日  | 九厚発第 0316010 号 | 九州厚生局長 田坂 治 |   |

- 新規事業の追加、基本財産の変更等  
(平成16年12月8日付け申請)
- 平成18年6月30日 九厚発第0630006号 九州厚生局長 田坂 治  
新規事業の追加、基本財産の変更、定款準則の一部改正による条文  
改定、市町村合併による事務所・基本財産所在地の変更等  
(平成17年12月26日付け申請)
- 平成18年9月19日 九厚発第0919002号 九州厚生局長 松嶋 賢  
法改正等による事業内容の記載方法の変更 基本財産の変更  
(平成18年7月31日付け申請)
- 平成19年7月17日 九厚発第0717015号 九州厚生局長 松嶋 賢  
障害者自立支援法の施行に伴う事業の変更、訪問入浴介護事業の  
廃止、基本財産の変更  
(平成19年6月6日付け申請)
- 平成19年12月10日 九厚発第1210003号 九州厚生局長 青柳 親房  
定款準則改定による変更 基本財産の変更  
(平成19年11月6日付け申請)
- 平成20年6月26日 九厚発第0626016号 九州厚生局長 青柳 親房  
新体系移行に伴う事業名の変更 基本財産の変更等  
(平成20年6月12日付け申請)
- 平成22年1月7日 九厚発0107第55号 九州厚生局長 南野 肇  
常務理事の設置、基本財産の変更等  
(平成21年11月10日付け申請)
- 平成23年3月1日 九厚発0301第37号 九州厚生局長 南野 肇  
新規事業 基本財産の増加  
基本財産の敷地名称の変更  
(平成23年1月25日付け申請)
- 平成24年9月26日 九厚発0926第61号 九州厚生局長 中澤 一隆  
公益を目的とする事業の追加、基本財産から公益事業用財産  
への変更  
(平成24年8月27日付け申請)
- 平成24年11月19日 九厚発1119第84号 九州厚生局長 中澤 一隆

第一種・第二種社会福祉事業の変更、公益を目的とする事業の変更  
基本財産の変更等

(平成 24 年 10 月 22 日付け申請)

平成 25 年 2 月 14 日 九厚発 0214 第 17 号 九州厚生局長 中澤 一隆  
第一種・第二種社会福祉事業の変更、公益を目的とする事業の変更  
基本財産の変更等

(平成 25 年 1 月 7 日付け申請)

平成 25 年 8 月 19 日 九厚発 0819 第 25 号 九州厚生局長 大江 雅弘  
第二種社会福祉事業の変更

(平成 25 年 8 月 2 日付け申請)

平成 26 年 3 月 27 日 九厚発 0327 第 37 号 九州厚生局長 大江 雅弘  
基本財産の増加、基本財産の減少等

(平成 26 年 3 月 5 日付け申請)

平成 27 年 6 月 29 日 九厚発 0629 第 37 号 九州厚生局長 大久保 要  
基本財産の増加

(平成 27 年 6 月 12 日付け申請)

平成 27 年 10 月 16 日 九厚発 1016 第 48 号 九州厚生局長 吉野 隆之  
基本財産の増加

(平成 27 年 10 月 5 日付け申請)

平成 28 年 3 月 25 日 九厚発 0325 第 13 号 九州厚生局長 吉野 隆之  
新規事業の追加並びに基本財産の減少と増加

(平成 28 年 3 月 7 日付け申請)

平成 28 年 4 月 26 日 佐賀県指令 28 長寿第 20 号 佐賀県知事 山口 祥義  
基本財産の名目の変更と文言の適正化

(平成 28 年 4 月 18 日付け申請)

平成 28 年 6 月 17 日 佐賀県指令 28 長寿第 2 号 佐賀県知事 山口 祥義  
法改正に伴う管轄並びに申請先等の変更

(平成 28 年 6 月 14 日付け申請)

平成 28 年 12 月 28 日 佐賀県指令 28 長寿第 140 号 佐賀県知事 山口 祥義  
新規事業の追加並びに基本財産の減少と増加

(平成 28 年 12 月 20 日付け申請)

- 平成 29 年 1 月 12 日 佐賀県指令 28 長寿第 165 号 佐賀県知事 山口 祥義  
法改正に伴う定款変更  
(平成 28 年 12 月 20 日付け申請)  
この定款は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 29 年 6 月 28 日 佐賀県指令 29 長寿第 878 号 佐賀県知事 山口 祥義  
基本財産の増加  
(平成 29 年 6 月 6 日付け申請)
- 平成 29 年 9 月 29 日 佐賀県指令 29 長寿第 1559 号 佐賀県知事 山口 祥義  
基本財産の増加  
(平成 29 年 8 月 29 日付け申請)
- 平成 30 年 1 月 15 日 佐賀県指令 29 長寿第 147 号 佐賀県知事 山口 祥義  
基本財産の減少  
(平成 30 年 1 月 9 日付け申請)
- 平成 30 年 6 月 27 日 佐賀県指令 30 長寿第 54 号 佐賀県知事 山口 祥義  
基本財産の増加  
会計監査人設置に伴う定款変更  
(平成 30 年 6 月 22 日付け申請)
- 平成 31 年 3 月 29 日 佐賀県指令 30 長寿第 217 号 佐賀県知事 山口 祥義  
家屋番号の変更 基本財産の増加  
(平成 31 年 3 月 28 日付け申請)
- 令和元年 8 月 15 日 佐賀県指令元長寿第 20 号  
佐賀県知事 山口 祥義  
錯誤  
基本財産の増加  
(令和元年 7 月 30 日付け申請)
- 令和 4 年 8 月 24 日 佐賀県指令 4 長寿第 7 2 号  
佐賀県知事 山口 祥義  
事業の廃止 基本財産の増減 評議員会権限の明記  
(令和 4 年 8 月 1 0 日付け申請)